

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和2年4月30日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議第 4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

報告事項 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第 4号 作付変更届について

報第 5号 農地法第3条の3第1項の届出について

## 農業委員出席委員 19名

1番 野崎文夫委員 2番 阿部眞佐雄委員

3番 小川弘樹委員 4番 渡邊勝夫委員

5番 田邊敦子委員 6番 三師満夫委員

7番 五十嵐秀一委員 8番 小林茂宏委員

9番 坂井浩行委員 10番 原田勝委員

11番 渡邊一英委員 12番 廣川哲也委員

13番 清野秀作委員 14番 佐藤秀樹委員

15番 佐藤一富委員 16番 藤田吉則委員

17番 熊倉睦委員 18番 田邊稔委員

19番 佐藤裕雄委員

## 農業委員欠席委員 なし

## 職務のため出席した事務局職員

事務局 長 阿部勝峰

経営基盤係 係長 早川実

経営基盤係 主任 長谷川義隆

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

皆さん、おはようございます。定刻前ですが、これより農業委員会、4月の総会を開会したいと思います。

(挨拶 略)

それでは、会議に入りたいと思います。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席19名、欠席0名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。7番、五十嵐秀一委員、13番、清野秀作委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

申し忘れましたが、総会に入る前に農地銀行を開催する予定だったんですが、農地銀行運営委員会を书面報告とし、質疑はありませんでしたので、成立いたしました。どうもありがとうございました。

議事に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますので、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様のご同意を頂いて、議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、ご同意を頂きましたので、そのように進めさせていただきます。

早速議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件についてご説明いたします。

1ページをご覧願います。今月の申請は、2件で、合計面積4,541㎡であります。

1番、2番のいずれも吉野屋地内の農地をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明いたします。

6ページをご覧願います。今月の申請は、新規設定9件、面積4万7,284.3㎡、再設定3件、面積1万4,646㎡、合計では12件、面積6万1,930.3㎡であります。

それでは、2ページをお願いします。

利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

3番から3ページ、6番までの4件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

3番は、金子新田地内、4番、笹岡地内。

3ページ、5番は鬼木地内、6番、代官島地内の農地について、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の7番から4ページ、11番までの5件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が、新規に、利用権設定をするものであります。

7番、濁沢地内、8番、長野地内。

4ページをお願いします。

9番は、長野地内、10番、名下地内、11番、駒込地内外の農地について、新潟県農林公社が、新規に、利用権設定をするものであります。

次の12番から14番までの3件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査を頂いておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、佐藤会長代理の隣に着席願いたいと思います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果について、ご報告いたします。

第3調査部会では、4月24日午前9時より厚生福祉会館第3集会室におきまして、部会員と野崎会長、佐藤会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

ただいま意見が求められております、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定9件、再設定3件、合計件数14件、面積6万6,471.3㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が、利用権設定をする案件以外の9件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また、新潟県農林公社が利用権設定をする5件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長(野崎会長)

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』ご説明いたします。

8ページをご覧ください。今月、意見を求められている案件は、新規設定5件、面積1万8,595.3㎡、利用権移転2件、3,563㎡、合計では7件、面積2万2,158.3㎡であります。

なお、「議第2号参考」といたしまして、本年2月10日現在の「借受希望者リスト」を送付させていただきましたが、議案7ページの3番の借り受け人については、掲載されておられません。今後予定しております臨時募集に応募され、配分計画の県公示予定日の令和2年6月30日までに掲載される予定となっております。

それでは、配分計画(案)をご説明いたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほどご審議をいただきました、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借り受け人、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料、受け人の状況につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

7ページをお願いします。

1番は、濁沢地内、2番、長野地内外、3番、大平地内、4番、駒込地内、5番、駒込地内外の以上、5件、それぞれ記載の借り受け人に、新規に、貸付けをしたいとするものでございます。

続きまして、利用権移転の案件につきまして、ご説明いたします。

8ページをお願いします。

6番は、平成28年1月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされました利用配分計画のうち、記載の新堀地内の農地1筆、2,999㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

7番は、令和元年12月の総会におきまして、異議ないものとして、県公告がなされ

ました利用配分計画のうち、記載の東鱈田地内の農地3筆、564㎡について、耕作者の変更がありましたので、その残存期間について利用権移転するものであります。

以上、2件は、それぞれ記載の借り受け人に、利用権移転をしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定5件、利用権移転2件、合計件数7件、面積2万2,158.3㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

10ページをお願いします。今月の申請は8件で、合計面積8,455㎡であります。

9ページにお戻りをお願いします。

1番は、西本成寺2丁目地内の農地を売買により取得。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江（三）交差点東側500

m付近で、500m以内に2つの医療施設があり、かつ申請地北側市道に水道・ガス管が埋設されています。

2番は、東新保地内の農地を売買により取得。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、昭栄大橋の先、信越線のアンダーをくぐってすぐ右手で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地です。

3番は、令和元年7月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。東大崎地内の農地を賃貸借権の設定により利用したいものです。場所につきましては、国道289号中小企業大学校入り口交差点東側50m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地西側市道に水道・ガス管が埋設されています。

4番は、北入蔵1丁目地内の農地を売買により取得。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、ハローワーク三条の東100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地です。

10ページをお願いします。

5番は、上保内地内の農地を売買により取得。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、保内小学校西隣で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地東側市道に水道・ガス管が埋設されています。

6番、下保内地内の農地を売買により取得。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、庭園の郷保内駐車場の南100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地です。

7番、袋地内の農地を使用貸借権の設定により、利用したいものです。場所につきましては、長岡見附三条線の三ツ屋バス待合所から60m西側で、住宅が連たんする区域内の農地です。

8番は、今井地内の農地を売買により取得。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、蒲原大橋南詰の南350m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地です。

以上、8件のいずれも農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積8,455㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、2番を除き新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、2番を除く案件、合計7件については許可することとし、2番の案件については、新潟県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』ご説明いたします。

11ページをご覧ください。今月、協議をお願いする案件は1件。吉田地内の農地3筆439㎡について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとします。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に、調査部会の調査結果を報告を願います。

2番、阿部眞佐雄委員。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

議第4号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』は、合計件数1件、面積327㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

小川委員。

3番（小川弘樹委員）

3番、小川です。今の調査部会の阿部委員の説明の中には、面積が327と言ったと思うんですけども、面積でしたら439が正しいでしょうか。

第3調査部会長（2番阿部眞佐雄委員）

そうですね。すみません。439㎡です。すみません。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきまして、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

どうもありがとうございました。

第3調査部会長は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告頂いておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第5号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思えます。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。5月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

議長（野崎会長）



ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日午前9時半より開会を予定しております。

せっかくの機会でございますので、皆様のほうで何かご意見がございましたらお願いしたいと思います。

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

12番、廣川です。意見ということでもないんですが、今回の総会に最適化推進委員を招集しないということでございますが、情勢が変わらなければ来月も招集されないのでしょうか。

議長（野崎会長）

事務局長。

事務局（阿部事務局長）

現行の情勢が大きく改善されなければ、この形で再度招集、推進委員さんを招集しないで、農業委員さんのみで開催をしたいと考えております。

議長（野崎会長）

廣川委員。

12番（廣川哲也委員）

この農業委員と最適化委員の制度がスタートしたときに、農業委員と最適化委員の違いというのは、名前が違うことと、総会において採決に参加できないということの2点だということの共通認識の中で、農業委員と最適化委員が一体となってこの農業委員会を運営をしていくというような形でスタートした経緯があると私は認識しておりますので、さも最適化委員がこの総会におけるオブザーバーのような扱いをされているということは私は看過できないんじゃないかというふうに思いますので、いろいろなやり方があるかと思いますが、十分検討していただきたいということを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局（阿部事務局長）

ありがとうございました。今回も事前の議案送付の中で、ご意見を聴取する機会を設けるなど可能な限り対応はしておるところですけれども、今後例えばオンラインの会議参加とか、そういった面で参加ができるような方策はないか、検討しながら、一緒に協議に参加いただけるよう考えて、検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

廣川委員の件なんですけど、まさしくそのとおりでございます。なお、今こういう情勢に係り、そういったようなことで、これはどんな会議でも一人と一人の間は1m以上離しなさいという指示を受けておりますので、その辺を認識した上、このような形に設定させていただきました。なお、会場を変えれば、また別なんでしょうけど、そうするとまた今度大変なことになるかと思っておりますので、会場が取れるか取れないかという問題も出てきておりますので、この会議室は定期的にとっておりますので、そういったような

ことでお含み願いたいと思いますし、なお今局長が言われましたように、今後情勢を見ながら検討していきたいと思いますので、よろしくご理解願いたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

無いようですので、定例総会を閉会いたしたいと思います。

午前10時00分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

---

議事録署名委員（ 7 番）

---

議事録署名委員（ 13 番）

---